



島教協

《すべては「子どもたちのために」》

情報

http://
www.kyougikai.org

E-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者兼編集人 吉田 修

No.697

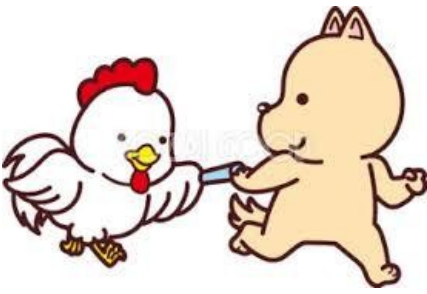
年頭所感

会長 吉田 修

新年明けましておめでとございます。島教協会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのことと思います。

昨年末、一年間を振り返る番組や報道が例年のようでありましたが、それを見ると政治・経済・社会・スポーツなどあらゆる分野で、良いことも悪いことも、不安なことも希望が持てることもそれぞれいろいろあったなあと思われました。島教協においても残念な不祥事がありました。が、それについては声明文で述べたとおり、子どもたち一人としてお手本となる姿を示し、教育公務員としての責務を全うすることで信頼を回復し、島教協の名誉と誇りを取り戻していかなければならないと思います。どうぞよろしくお願います。

さて、昨年あったたくさんのお出来事や動きの中に、「働き方改革」というものがありました。安倍政権による経済対策の一つで、一億総活躍社会実現に向けた取り組みです。電通社員の高橋まつりさんが過労により自ら命を絶つたこともあり、働き方改革は注目されました。その流れの中で、教員の働き方についても議論が進められ、文科省中教審「学校における働き方改革特別部会」は昨年八月に緊急提言を出し、十二月には緊急対策



が出されました。この対策が実効性あるものかどうか、注視していく必要があると思います。しかしすぐに改善されることはないでしょうし、今年も新学習指導要領全面実施に向けての作業も加速されるでしょうから、ますます

忙しくなることは間違いありません。何とか健康にこの一年を乗り切りたいものです。

ところで、我が家の庭の片隅には「荒神様」が祭られています。毎年十二月に宮司さんに来ていただいてお祭りをするので、ご高齢になりもう来られないということ、昨年から家族だけで行うことになりました。お祭りに必要なしめ縄は近所の農家から藁をいただいて紬い、紙垂を切つて竹に付けるなど準備を整えて床の間にしつらえ、お供え物も三方に乗せて用意しました。正しいお祭りのやり方は全く分かりませんが、とりあえず私がわか神主となつて天津祝詞を奏上してお祭りを執り行ったことにして、庭の荒神様にしめ縄などを取り付けて終了としました。不十分なお祭りだったとは思いますが、心はこもっていたはずですので、きつとこの一年、健康に乗り切れるように荒神様は見守ってくださいるものと信じています。

申年、酉年、そして今年には戌年と鬼退治に向けて仲間が揃います。亥年の来年が突き進む一年となるための準備期間とも言えるでしょう。戌年には勤勉な努力家という意味もありますので、知識を蓄えるにも最適です。今年一年、皆様の健康と、それぞれの立場で大いに御活躍されますことを心から祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。



県教委提示 「退職手当の見直し」 について

島教協は、平成29年12月22日島根県教育委員会から「退職手当の見直し」について提示を受けました。今回の退職手当の見直しは、平成25年から3カ年にわたり段階的に引き下げられたことに続き、今回も引き下げの内容です。退職手当が引き下げられることは、退職後の生活設計に少なからず影響はありますが、諸事情を勘案し、やむを得ないと判断をいたしました。内容は次の通りです。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が平成29年12月8日に成立したことを受け、人事委員会から「地方公務員法の趣旨等を踏まえ、国に準じて手当制度を改正することは適当である」との見解が示された。これを踏まえ、島根県知事は職員団体に対して退職手当の見直しについて提示を行った。

島根県教育委員会は、人事委員会の見解を尊重し、かつ任命権者間の均衡を図るため、知事の提示と同等の内容により退職手当の見直しを提示する。

○改正内容

調整率(民間との均衡のために退職手当条例の附則に規定されているもの)を次の通り引き下げる。

区 分	調整率
現 行	87 / 100
見直し後	83.7 / 100

参考 退職手当額 = 退職日給料月額 × 勤続期間 × 退職区分別割合 × **調整率** + 調整額

○施行日

平成30年4月1日(平成30年度退職者から適用)

退職手当の改正による影響額(中小教育職・教諭)

○退職者の条件

60歳、定年退職、勤続35年以上、中小教育職2級149号給、調整額は2級大卒経験年数26年以上(区分7)在職60月(月額27,100円)として計算 給料月額405,256円、教職調整額16,210円、給料の調整額なし

平成29年度(現行:調整率87/100)

(給料の月額)	(支給率)	(調整率)	(調整額)	円 =	(退職手当額)	円…①
421,466	円 × 57.00	× 0.87	+	1,626,000	円 =	22,526,498

平成30年度(改正後:調整率83.7/100)

(給料の月額)	(支給率)	(調整率)	(調整額)	円 =	(退職手当額)	円…②
421,466	円 × 57.00	× 0.837	+	1,626,000	円 =	21,733,721
				② - ① =	▲ 792,777	円 ② - ①

平成30年度文部科学関係予算案 閣議決定

【全日教連中央情勢報告No.14より】

12月22日、政府は平成30年度予算案を閣議決定した。

文部科学省は、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化等を一体的に推進するため、3,415人の定数改善を要求していた。今回示された予算案では、学校における指導体制強化に向けた小学校の英語科専科教員に1,000人や中学校の生徒指導担当教諭の充実に50人、「チーム学校」実現のための養護教諭、栄養教諭等の配置拡充による指導体制の改善に20人とわずかではあるが認められ、全日教連の主張が通ったものとなった。また、スクール・サポート・スタッフとして3,000人、中学校の部活動指導員として4,500人が配置され、学校の教育活動に参画できるようになった。

しかし、学校現場の状況を踏まえると、今回の予算措置による教職員定数の改善等では、学校における働き方改革の推進には全くつながらないと言わざるを得ない。教職員の多忙の解消につながる指導・運営体制が構築されないままに新学習指導要領を実施することは、教育の質の低下につながりかねない。

全日教連は、今後も新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革の実現が図られるよう、義務標準法の改正を伴う基礎定数の改善等について更に粘り強く関係諸機関に対して要望していく。